

規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則一八―一五

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成二十年埼玉県人事委員会規則一八―六）の
一部を次のように改正する。

第十条第一項中「午前七時」を「午前五時」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。